
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 198 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 198 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 5 日開催）において、ステップ 2 及びステップ 3 の振り返り、並びに今後の審議の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 及びステップ 3 の振り返りに関する意見）

全般的な意見

2. 貸倒引当金の会計処理は、他の会計基準と異なり、監督行政や様々なステークホルダーに関係するため、現行の自己査定の変更や作成者の実務負担も踏まえ、監督当局や関係者との適時適切なコミュニケーションをお願いしたい。
3. 会計処理の方向性が見えた論点に関して、専門委員会で教育文書や結論の背景に記載する必要がある等の意見が聞かれたものがあるため、これらについては文案を作成する際に反映して頂きたい。

ステップ 2：マネジメント・オーバーレイに関する意見

4. マネジメント・オーバーレイについて、実務を縛ることを避けるために、会計基準に具体的な記載を行わないことは理解できる。一方、マネジメント・オーバーレイは、海外では IAS 第 39 号「金融商品：分類及び測定」が適用されていた時期から一定の認識がなされていたが、日本では馴染みが薄いと考えられる。そのため、海外の実務も踏まえ、その内容やどのような場合に必要とされるか関し、一定の事例を示すことは、財務諸表作成者、監査人及び利用者にとって有用と考える。
5. 会計基準においてマネジメント・オーバーレイについて特段の記載を行わないことは理解できる。一方、マネジメント・オーバーレイが必要となる状況は、通常、個別企業だけでなく、上場企業又は特定業種の全体に関わり、金額的な影響が大きい事象であると考えられる。このような事象が生じた場合の対応について、財務諸表作成者及び監査人に

よる個別判断に委ねるだけでなく、当委員会が実務対応報告や規範性の無い教育文書を公表する等により対応を図る、または日本公認会計士協会が監査上の取扱いを公表するなど、何らかの対応の方向性を示すことが望ましいと考える。

ステップ2を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点への対応に関する意見

6. 事務局資料第19項に記載された「設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。」という条件を実務で判断することは困難であるため、教育文書等において例示又はガイダンスを示すことが望ましいと考える。
7. 「設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。」という条件について、合理的であることを積極的に疎明させる条件よりも、不合理ではないことを疎明させる条件の方がオプションとして利用し易いと考える。
8. 事務局資料第19項(2)の級数法等に関する事務局提案の趣旨は、手数料を級数法等で認識することではなく、重要性や企業の状況に応じて、実効金利法の簡便法である級数法等により利息を認識することであると理解している。教育文書等で記載する際には、この点を明確に示す必要があると考える。
9. 級数法等による利息の認識は、別途提案されている手数料に関するオプションとは関連が無いという理解で良いか確認したい。
10. 条件変更及び認識の中止に関する事務局資料第22項の記載について、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引くことにより算出される条件変更損益を認識しないということを明確にした方が良いと考える。
11. 信用減損資産に係る利息収益の認識については、事務局資料第25項に記載された(2)の意見を支持する。現行の日本基準における未収利息不計上の取扱いについては、損益への影響が生じないと考えられることから、当該取扱いに関心を有さない利用者が相応にいと理解しており、これを変更する必要性について疑問がある。迅速な基準開発を行う観点からも、この論点については慎重に検討する必要があると考える。

ステップ3: 金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより、別途検討する論点に関する意見

12. 組込デリバティブを含む複合金融商品への予想信用損失モデルの適用について、組込デリバティブが一体処理され満期保有目的の債券に分類されているクレジット・リンク債等には予想信用損失モデルを適用する一方、組込デリバティブを合理的に区分して測定できないため全体として時価評価されているものには予想信用損失モデルを適用しない

といった場合分けに基づいて判断するという理解でよいか確認したい。

ステップ 3：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する意見

13. 事務局資料第 11 項(2)に記載されている意見について、予想信用損失モデルの適用対象に関して、米国債や日本国債などの債券に対しては引当が不要となり得るとの考え方を整理した上で、教育文書等で明示することが望ましいと考える。
14. 外部格付けが投資適格に該当する債券（貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券は除く。）については定額法を適用するオプションを設けることに関し、キャッチ・アップ修正は複雑であるため、事務局資料第 20 項に記載された(1)及び(2)の意見を支持する。

ステップ 3：金融保証契約の取扱いに関する意見

15. 金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとする IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れることに同意する。一方、銀行等金融機関の実務における支払承諾勘定及び支払承諾見返勘定を両建てで計上する現行の取扱いは、会計基準外の定めに基づくものであるが、IFRS 第 9 号と大きく相違する点であるため、監督当局とのコミュニケーションを通じて財務諸表上の取扱いを整理することが有益と考える。

(今後の審議の進め方に関する意見)

事務局提案に賛成する意見

16. 開示を含めた会計基準の全体像を先に示した方がステップ 4 の議論も行い易いと考えられるため、ステップ 2 を適用する金融機関における開示の検討を優先するという事務局の提案に賛成する。
17. 開示を含めた全体像を示すことで、ステップ 2 と 4 でどこまで差異を設けるか及び差異をどのように示していくかについての議論が深まると考えられるため、事務局の提案に賛成する。
18. ステップ 2 及び 3 の会計処理に関するオプションを採用した場合、開示が要求されるか否かによっても実務負担が変わる可能性があるため、開示を含めた全体像を示すことは重要であり、事務局の提案に賛成する。
19. 債券の取扱いについて検討が完了していない論点がある状況で開示を検討することには

難しさも伴うが、開示と並行してこれらの論点も検討する前提であれば、事務局の提案に異論はない。ただし、ステップ4の審議については、多くの市場関係者が注目しているため、ステップ4の検討が過度に遅くならないように留意する必要がある。

その他の意見

20. ステップ4では、可能な限り現行の実務に配慮した取扱いを検討して頂きたい。
21. ステップ4の議論の進め方について、ステップ4に限った検討を行うのではなく、ステップ2の論点を示し、両ステップの比較も踏まえ検討することが望ましいと考えるが、現時点での事務局の考えを伺いたい。
22. ステップ2又は4のいずれの会計基準を適用するかは企業による会計方針の選択という議論であったと理解しているが、作成者は、どちらの会計基準へ対応することになるかについて高い関心を有しているため、基準の適用対象について早い段階で改めて議論する必要があると考える。
23. 予想信用損失モデルに基づく会計基準を我が国に取り入れることに対する関係者の理解を得る上では、コスト負担を含む影響分析を示すことが必要であると考えます。
24. 会計基準の全体像を示すため開示の検討を優先するという事務局の提案は、できるだけ早く文案を示すことを意図するものであるか確認したい。

以 上